

国における全世代型社会保障の 構築検討の経過

国における全世代型社会保障の構築検討の経過

◇「経済財政運営と改革の基本方針2022(骨太の方針)」(令和4年6月7日閣議決定)

- ・ 現役世代の負担上昇の抑制を図りつつ、負担能力に応じた負担の在り方等の総合的な検討を進める。

令和4年9月からは、政府の全世代型社会保障構築会議において、医療・介護制度の改革等、三つのテーマを中心に議論が進められ、各テーマの論点が示された。医療保険関係の論点は、社会保障審議会医療保険部会において取りまとめられた。

◇「第162回社会保障審議会医療保険部会」(令和5年1月16日)

全世代型社会保障構築会議報告書(令和4年12月16日付資料)

- ・ 医療保険制度については、今後とも「全ての世代での支え合い」「世代間・世代内における公平性の確保」「保険者間の格差是正」といった基本的な考え方に沿って、引き続き、給付の在り方、給付と負担のバランスを含めた不断の見直しを図るべきである。
- ・ 後期高齢者の保険料負担と現役世代の支援金について、負担能力のある高齢者に応分の負担を求めつつ、一人当たりの伸び率が均衡するよう、必要な見直しを図るべきである。

医療保険制度改革について

医療・介護の中期的な計画が令和6年度に始期を迎えるため、これに合わせて医療制度改革の内容が検討された。

(次期医療制度改革の主要事項)

- ・ 出産一時金の引き上げ
- ・ 被用者保険における負担能力に応じた格差是正の強化
- ・ 高齢者医療を全ての世代で公平に支え合う仕組み



国において、令和6年度以降、現役世代の負担上昇を抑制するため、後期高齢者医療制度における保険料負担割合の見直し等を予定

令和5年1月16日

第162回社会保障審議会医療保険部会

参考資料4



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

医療保険制度改革について

厚生労働省 保険局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

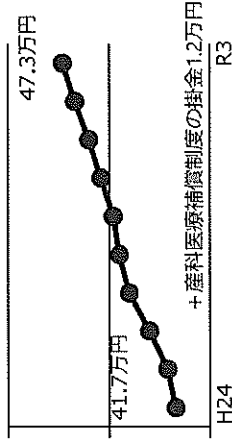
次期医療保険制度改革の主要事項

I. 出産育児一時金の引き上げ

- 出産育児一時金について、費用の見える化を行ういつ、大幅に増額（42万円→50万円/令和5年4月）
- 後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みを導入し、子育てを社会全体で支援
 - ※ 高齢者医療制度創設前は、全ての世代で出産育児一時金を含め子ども関連の医療費を負担

《出産費用（正常分娩）の推移》

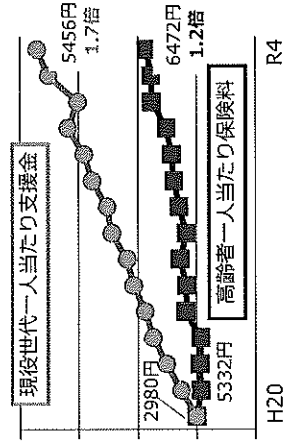
※民間医療機関を含めた全施設の平均



II. 高齢者医療を全ての世代で公平に支え合う仕組み

- 現役世代の負担上昇を抑制するため、後期高齢者医療における高齢者の保険料負担割合を見直し
 - ▶ 制度創設時と比べ、現役世代の支援金は1.7倍、高齢者の保険料は1.2倍の伸びとなっており、高齢者の保険料と現役世代の支援金の伸びが同じになるよう見直し。
 - ▶ 高齢者世代の保険料について、低所得層の負担増に配慮し、賦課限度額や所得に係る保険料率を引き上げる形で負担能力に応じた負担としつつ、激変緩和措置を講ずる。

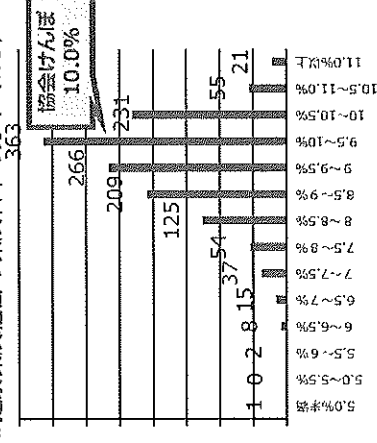
《一人当たり保険料・支援金の推移（月額）》



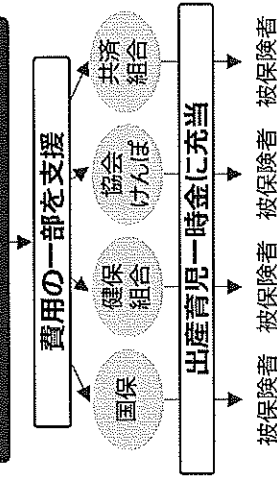
III. 被用者保険における負担能力に応じた格差是正の強化

- 前期高齢者の給付費の調整において、現行の「加入者数に応じた調整」に加え、「報酬水準に応じた調整」を導入
 - ※ 被用者保険者間の保険料率の格差が拡大。協会けんぽ（10%）以上の保険者が2割超。
- あわせて、現役世代の負担をできるかぎり抑制し、企業の賃上げ努力を促進する形で、既存の支援を見直すとともに国費による更なる支援を実施

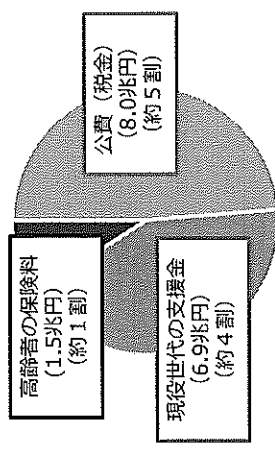
《健康保険組合の保険料率の分布（R3）》



後期高齢者医療制度

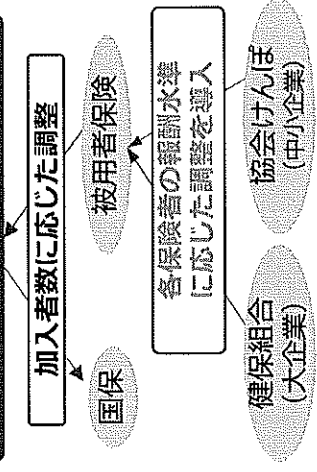


《後期高齢者医療の財源》



※令和4年度予算ベース。窓口負担（1.9兆円）等を除く。

前期高齢者給付費



高齢者負担率の見直し

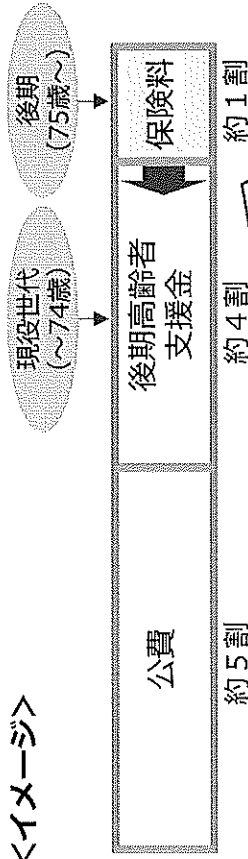
- 現行の高齢者負担率（高齢者が保険料で賄う割合）の設定方法は、現役世代の減少のみに着目しており、制度導入以降、現役世代の負担（後期高齢者医療支援金）が大きく増加し（制度創設時と比べ、現役は1.7倍、高齢者は1.2倍の水準）、2025年までに団塊の世代が後期高齢者になる中で、当面その傾向が続く一方、長期的には、高齢者人口の減少局面においても、高齢者負担率が上昇し続けてしまう構造。
- 高齢者世代・現役世代それぞれの人口動態に対処できる持続可能な仕組みとともに、当面の現役世代の負担上昇を抑制するため、介護保険を参考に、後期高齢者1人当たり保険料と現役世代1人当たり後期高齢者支援金の伸び率が同じになるよう、高齢者負担率の設定方法を見直し。

後期高齢者医療

<現行>

- 2年に1度、現役世代人口の減少による増加分を高齢者と現役世代で折半するよう▶に高齢者負担率を見直し。

<イメージ>



現役世代減少による増加分を 高齢者と現役世代で折半
 ※75歳~の負担割合：10% (H20) →11.72% (現在)

<見直し案>

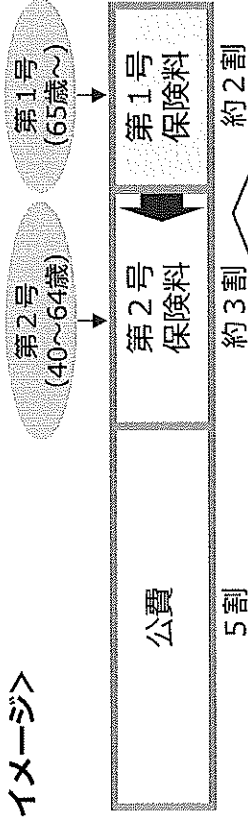
令和6年度以降の後期高齢者1人当たり保険料と現役世代1人当たり後期高齢者支援金の伸び率が同じになるよう、高齢者負担率の設定方法を見直し

(参考) 介護保険

<現行>

- 3年に1度、第1号被保険者と第2号被保険者の人口比に応じて負担割合を見直し。
- 第1号被保険者と第2号被保険者の1人当たり保険料額は概ね同じになる。

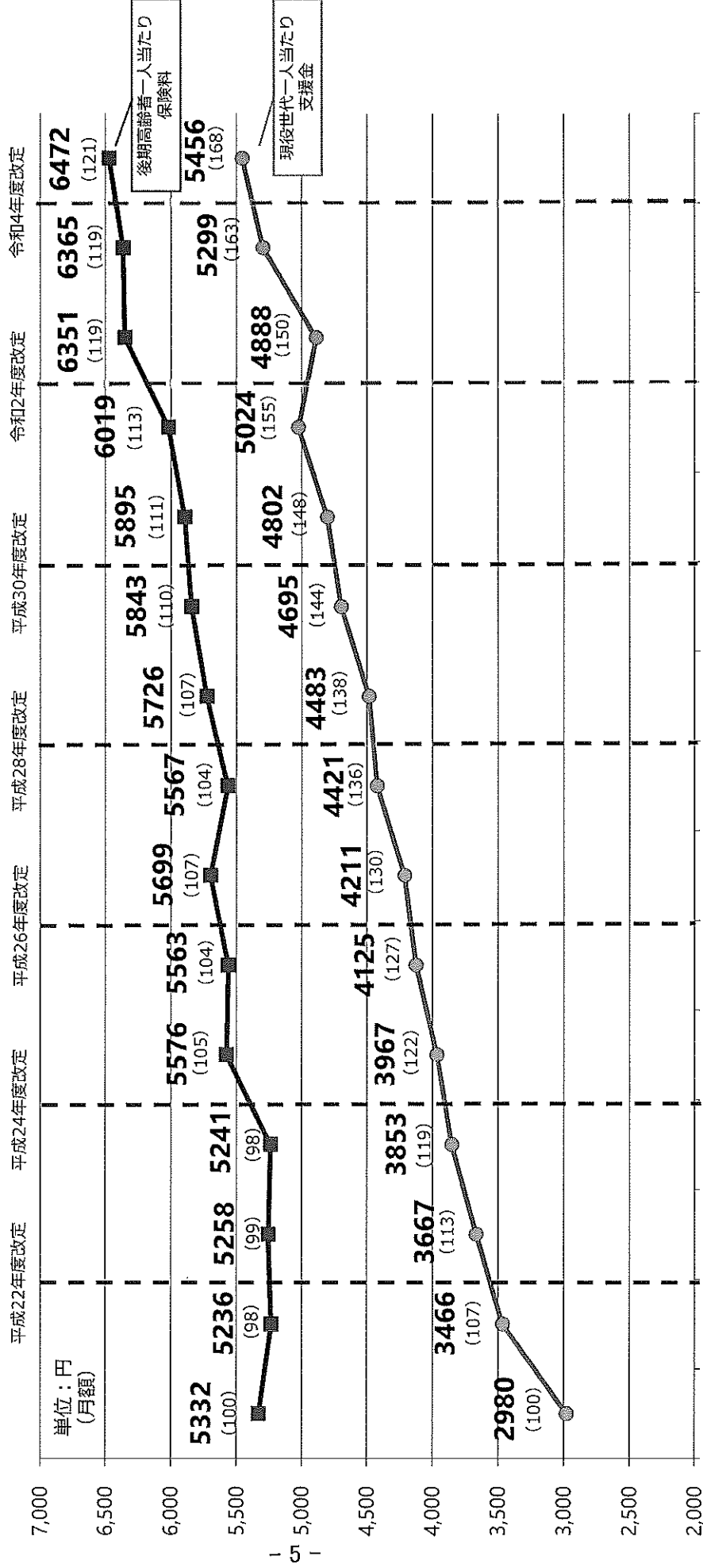
<イメージ>



保険料分（5割）を1号・2号の人口比で按分
 ※65歳~の負担割合：17% (H12) →23% (現在)

後期高齢者1人当たり保険料、現役1人当たり支援金の推移

・ 現行の高齢者負担率（高齢者が保険料で賄う割合）の設定方法は、現役世代の減少のみに着目しており、制度導入以降、現役世代の負担（後期高齢者医療支援金）が大きく増加（制度創設時と比べ、現役は1.7倍、高齢者は1.2倍の水準）



※ 後期高齢者一人当たり保険料額は、平成20～令和3年度は後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告に基づき実績額、令和4年度は保険料改定時見込み。
 ※ 今般の改正に伴い、後期高齢者一人当たり保険料額は、令和6年度7170円、令和7年度7270円（推計値）。
 ※ 現役世代一人当たり支援金額は、平成20～令和2年度は確定拠出課、令和3年度及び令和4年度は積立課ベース。なお、今般の改正に伴い、現役世代一人当たり支援金額は、令和6年度5980円、令和7年度6280円（推計値）。
 ※ 現役世代一人当たり支援金額の伸びは、着年度化の影響排除のため、平成20年度の金額に12/11を乗じたものを基準に計算。
 ※ 平成28年度の現役世代一人当たり支援金額は、平成28年10月以降の適用拡大を含めた金額。
 ※ () 内の数値は、平成20年度の数値を100とした場合の指数。